

○道路交通法に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則に係る様式の制定について（例規通達）

平成6年10月1日

山口交管第646号

1 趣旨

様式については、各県の実情に合わせて作成することとなったことから、関連規定の様式を定めるもの。

2 様式及び事務処理要領

- (1) 意見の聴取規則第5条（同第17条準用）により当事者が代理人を出頭させようとするとき、意見の聴取期日までに提出する書面は、代理人資格証明書（別記様式第1号）とし、代理人がその資格を失ったときに提出する書面は、代理人資格喪失届出書（別記様式第2号）とする。
- (2) 意見の聴取規則第6条（同第17条準用）により当事者又はその代理人が意見の聴取期日に補佐人を出頭させようとするとき、意見の聴取期日までに提出する書面は、補佐人出頭許可申請書（別記様式第3号）とし、行政庁が当該補佐人の出頭を許可した場合、当事者又はその代理人に通知する書面は、補佐人出頭許可書（別記様式第4号）とする。
- (3) 意見の聴取規則第7条により当事者に通知する文書は、意見の聴取通知書（別記様式第5号）とする。
- (4) 意見の聴取規則第8条（同第17条準用）により当事者又はその代理人が意見の聴取期日又は場所の変更を求めるときに行政庁へ提出する書面は、意見の聴取期日・場所変更申出書（別記様式第6号）又は弁明日時・場所変更申出書（別記様式第6号）とし、行政庁が当事者又はその代理人に意見の聴取期日等の変更を通知する書面は、意見の聴取期日・場所変更通知書（別記様式第7号）又は弁明日時・場所変更通知書（別記様式第7号）とする。
- (5) 意見の聴取規則第12条により意見の聴取の審理終了後、主宰者が作成する調書は、意見の聴取調書（別記様式第8号）とする。
- (6) 意見の聴取規則第14条により行政庁が当事者に書面により不利益処分に係る通知をする場合は、弁明通知書（別記様式第9号）とする。
- (7) 意見の聴取規則第15条により当事者又はその代理人の弁明を録取する者が作成する調書は、弁明調書（別記様式第10号）とする。
- (8) 意見の聴取又は弁明の機会の付与において、当事者又はその代理人から証拠書類等の提出を受けたとき主宰者が作成しその写しを交付する書面は、提出物

目録（別記様式第11号）とし、当事者又はその代理人に証拠書類等の返還を行う場合の作成書面は、還付請求書（別記様式第12号）とし、当該証拠書類等と引換えに行う。

3 対象となる処分

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）において意見の聴取を行う処分又は弁明の機会の付与を行う処分（法第90条第1項、第2項、第5項及び第6項、法第103条の2第1項及び法第107条の5第10項の処分に限る。）